

第2次さいたま市 環境基本計画

第2次さいたま市地球温暖化対策実行計画
(区域施策編)

概要版



計画の基本的事項

●計画策定の背景

近年、地球温暖化による気候への影響が、人々の生活、自然環境、社会、経済にも重大な問題を引き起こしています。そのため単なる「気候変動」ではなく、私たち人類や全ての生き物にとっての生存基盤を揺るがす「気候危機」とも言われており、気候変動に対する本質的な取組が求められています。

本市は、「さいたま市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を平成 18（2006）年に策定し、その後、平成 25（2013）年 3 月に計画を改定し、過去 15 年にわたって地球温暖化対策の取組を進めてきました。その間、SDGs の採択やパリ協定の発効、国の「気候変動適応法」の施行、「地球温暖化対策計画」の閣議決定など、国内外の情勢は大きく変化しています。

本計画は、こうした変化への対応を図り、これまでの計画の進捗状況と課題等を踏まえた新たな温室効果ガス排出削減目標と、目標達成のための施策を定めるとともに、本市が実施する地球温暖化対策に関する施策・取組の詳細を示しています。

●計画期間

令和 3（2021）年度～令和 12（2030）年度

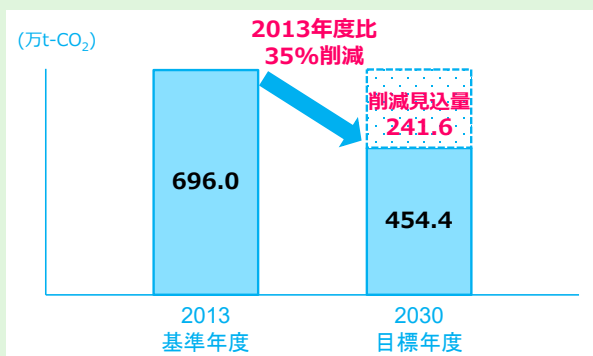
計画の目標

目指す将来像

「脱炭素社会に向けた持続可能な都市」の実現

●温室効果ガス排出量削減目標・排出量目標

本市の温室効果ガス削減目標は、令和 12（2030）年度までに平成 25（2013）年度比で 35%以上と定め、国の「地球温暖化対策計画」に加え、本計画に定める施策を進めることで、温室効果ガス排出量の削減を図っていきます。また、令和 12（2030）年度の本市の推計人口 1,318,000 人と令和 12（2030）年度における排出量の目標値（454.4 万 t-CO₂）より、令和 12（2030）年度における市民 1 人あたり温室効果ガス排出量目標を 3.4 t-CO₂ 以下と定めます。



2030 年度 温室効果ガス排出量削減目標 2013 年度比

35%以上

2030 年度 温室効果ガス排出量目標（市民 1 人あたり）

3.4 t-CO₂ 以下

●再生可能エネルギー等の導入目標

再生可能エネルギー等の導入目標は、本計画に定める施策を進めることで、平成 25（2013）年度を基準とし、2 倍（7,321TJ 以上）と定めます。

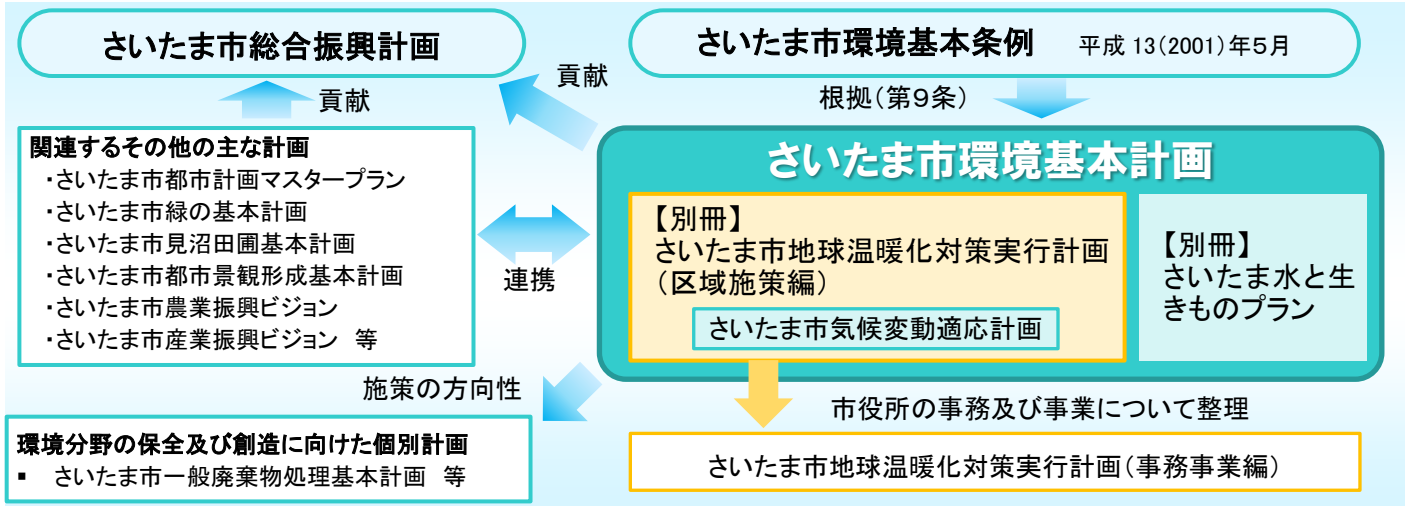
市域の 2030 年度 再生可能エネルギー等の導入量 2013 年度比

**2 倍
(7,321TJ 以上)**

●位置づけ

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律の第21条第3項に基づく計画です。

また、本計画は「さいたま市環境基本計画」に掲げる5つの基本目標の一つ「地球温暖化の問題に地域から行動し、脱炭素社会を実現する」の実現に向けた施策の部門別計画に該当するものであり、「さいたま市エネルギー・スマート活用ビジョン」「さいたま市気候変動適応計画」を内包しています。

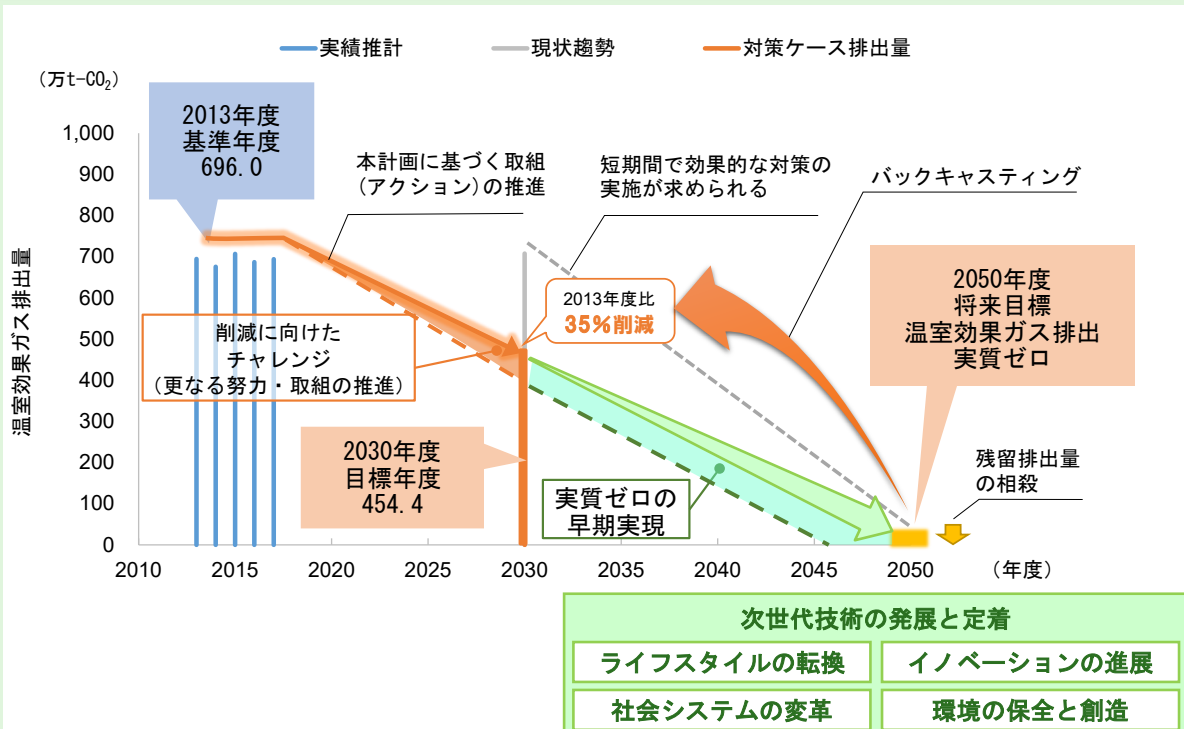


●目指すべき将来像（将来目標）

本市の目指すべき将来像（将来目標）は、「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」と定め、脱炭素社会実現に向けた取組を推進していきます。

将来目標を達成するためには、令和12（2030）年度までに、様々な視点から、より効果的な施策に取り組み、削減目標を達成することを目指すとともに、この目標にとどまることなく更なる脱炭素化の取組を加速させ、市民、事業者、行政のあらゆる主体が一丸となってチャレンジしていく必要があります。

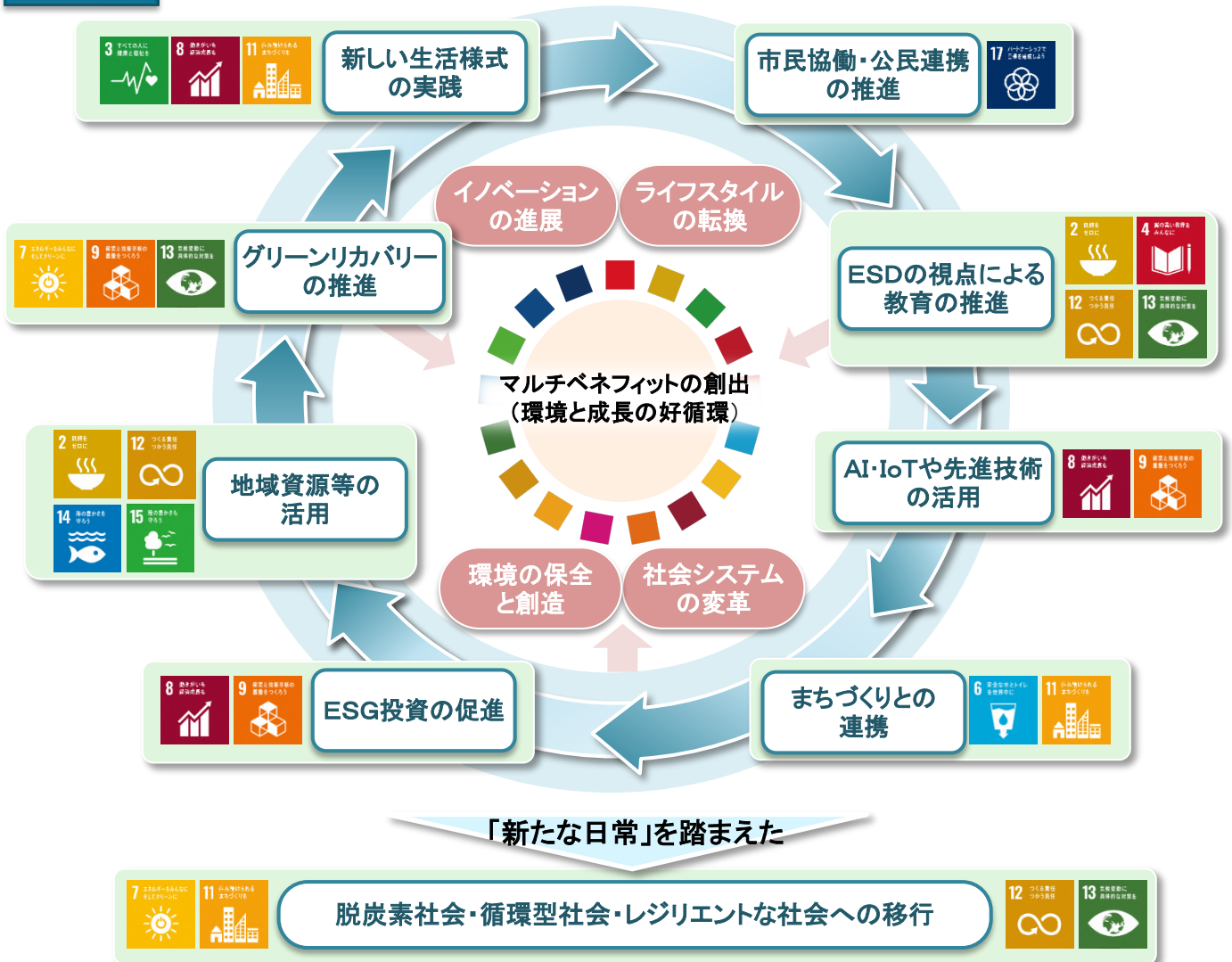
目指すべき将来像（将来目標） 2050年度 **温室効果ガス排出実質ゼロ**



計画の方針

地球温暖化対策をはじめとした環境分野における取組では、国の「第五次環境基本計画」や「さいたま市総合振興計画」、SDGs等の考え方を取り入れ、各分野における課題を統合的に解決することが求められています。本市が目指す「望ましい環境像『豊かな未来を創造する 持続可能な環境共生都市』」の実現に向けても、SDGsを踏まえた様々な視点から地球温暖化対策を推進するとともに、多様な主体と連携することで、経済・社会が同時に成長するマルチベネフィットを創出し、脱炭素社会、循環型社会、レジリエントな社会への移行を目指します。

計画の視点



基本方針

① SDGsを意識した施策の推進

SDGsの概念に基づき、持続可能な社会を構築する基盤と捉え、地域の社会や経済の向上に繋がるものとして、分野横断的に取り組みます。

② 多様な主体との連携による施策の推進

市内における連携・協働の輪をさらに広げるとともに、他地域との連携を深め、環境保全の取組の幅を広げていきます。

③ 緩和策・適応策の一体的な推進

あらゆる主体が気候変動への危機感を共有し、緩和策・適応策に一体的に取り組むことで、地球温暖化対策を総合的・計画的に推進します。

背景・課題

気候危機への対応
(気候変動による災害等の頻発化・激甚化、生物多様性の損失等)

将来像

「脱炭素社会に向けた持続可能な都市」の実現

施策の柱

①省エネルギー化の推進

家庭やオフィス、公共施設での省エネ行動の実践とエネルギー効率の向上

②持続可能なエネルギー政策の推進

太陽光などの再生可能エネルギーの導入の促進による本市が利用するエネルギーの脱炭素化

③環境未来都市の実現

革新的な技術導入による環境負荷が少なく、暮らしやすい都市の構築

④気候変動への適応

気候変動影響の予測と監視により、市民の安全・安心の確保に向けた適応策を推進

⑤循環型社会の形成

資源循環型社会の形成による天然資源の消費が抑制された持続可能な社会経済システムの構築

⑥環境教育・環境学習の推進

すべての主体が地球温暖化問題に積極的に取り組むための教育・学習の推進

【備考】左記の計画の視点における矢印は各要素の循環を示す。

グリーンリカバリー：コロナ禍からの経済の復興と脱炭素社会への移行を両立させること。

ESD：Education for Sustainable Development の略で、持続可能な社会づくりの担い手を育む教育のこと。

ESG投資：従来の財務情報だけでなく、環境（Environment）・社会（Social）・ガバナンス（Governance）も考慮した投資のこと。

レジリエントな社会：自然災害等の突発的なショックや社会問題等の慢性的なストレスによる影響を最小限にとどめ、適応し、発展する能力のある社会のこと。

緩和策：温室効果ガスの排出削減・吸収対策を行うこと。

適応策：気候変動に対して自然生態系や社会・経済システムを調整し、その悪影響を防止・軽減すること。

施策の柱

- 1 省エネルギー化の推進
- 2 持続可能なエネルギー政策の推進
- 3 環境未来都市の実現
- 4 気候変動への適応
- 5 循環型社会の形成
- 6 環境教育・環境学習の推進

施策の方向

- 1-1 省エネルギー行動の促進
- 1-2 家庭や事業所の省エネルギー化の促進
- 1-3 市役所における省エネルギー化の推進
- 2-1 再生可能エネルギー等の利用拡大
- 2-2 自立・分散型エネルギーシステムの構築
- 3-1 エネルギー効率の良いまちづくりの推進
- 3-2 環境負荷の少ない交通体系の構築と利用の促進
- 3-3 先進的な技術・サービスの推進
- 4-1 農業及び自然環境への影響に関する対策の推進
- 4-2 自然災害対策の推進
- 4-3 市民生活や健康への影響に関する対策の推進
- 4-4 広域的な連携の推進
- 5-1 3Rの推進による廃棄物の減量
- 5-2 廃棄物の循環利用と適正処理の推進
- 6-1 環境教育・環境保全活動等の推進

施策

- (1) 脱炭素型ライフスタイルの推進 **【重点施策4】**
- (2) 地球温暖化対策に関する啓発・連携・協働 **【重点施策4】**
- (1) 家庭への省エネルギー設備・機器の普及促進
- (2) 事業所への省エネルギー設備・機器の普及促進
- (1) 市役所業務における省エネルギーの取組推進
- (2) 公共施設の省エネルギー化の推進
- (1) 市民による再生可能エネルギー利用促進 **【重点施策1】**
- (2) 事業者による再生可能エネルギー利用促進 **【重点施策1】**
- (3) 市役所における再生可能エネルギー等の利用の推進 **【重点施策1】**
- (4) 水素エネルギーの活用
- (1) エネルギーの地産地消の推進 **【重点施策1】【重点施策4】**
- (2) エネルギーセキュリティ確保の促進 **【重点施策1】**
- (1) エネルギー効率の良い建築物の普及促進 **【重点施策2】**
- (2) 地区や街区におけるエネルギーの効率的利用 **【重点施策2】**
- (1) 歩行者・自転車利用環境の維持・向上 **【重点施策2】**
- (2) 公共交通利用環境の維持・向上 **【重点施策2】**
- (3) 自動車利用の抑制と効率化
- (4) 次世代自動車の普及促進
- (1) イノベーションによる先進的なまちづくりの推進 **【重点施策2】**
- (2) エネルギー関連ビジネスの促進 **【重点施策2】**
- (1) 農業に係る対策
- (2) 水環境に係る対策 **【重点施策3】**
- (3) 生態系に係る対策 **【重点施策1】【重点施策3】**
- (1) 洪水、内水、土砂災害への対策 **【重点施策3】**
- (1) 暑熱対策 **【重点施策3】**
- (2) 熱中症対策 **【重点施策3】**
- (3) 感染症対策
- (1) 広域的な連携による取組の推進 **【重点施策3】**
- (2) 多様な主体との連携による取組の推進 **【重点施策4】**
- (1) ごみの発生抑制・再使用（リデュース・リユース）の推進
- (2) 資源回収及び再生利用（リサイクル）の推進
- (3) 3Rの意識啓発 **【重点施策4】**
- (4) 産業廃棄物の3Rの推進
- (1) 廃棄物の循環利用の推進 **【重点施策1】**
- (2) 計画的な施設の整備・更新
- (1) 環境教育の推進
- (2) 環境学習の推進 **【重点施策4】**
- (3) 環境活動の促進 **【重点施策1】【重点施策4】**

重点施策 1 ゼロカーボンシティ実現に向けた地域循環共生圏の構築

ゼロカーボンシティの実現に向けて、ごみ焼却施設で発電した電力や市内の卒FIT電力を地域で有効活用するエネルギーの地産地消を推進します。

また、再生可能エネルギーの利活用を通じた都市間連携を図るなど、「地域循環共生圏」の実現に向けた取組を推進します。

具体的な取組

- 再生可能エネルギーの導入拡大
- エネルギーの地産地消の推進
- サーマルエネルギーセンターの整備
- 都市間連携・都市間共創による再生可能エネルギーの導入促進等
- 地域循環共生圏の構築（共創の推進）

指標：市域の再生可能エネルギーなどの導入量

現状	目標	
	令和7年度	令和12年度
-	令和7年度	令和12年度
3,724TJ (基準年度: 平成25年度)	5,840TJ (令和5年度)	6,898TJ (令和10年度)

重点施策 2 スマートシティの実現

電気自動車普及施策「E-KIZUNA Project」や低炭素化とまちの強靱化施策「次世代自動車・スマートエネルギー特区」、次世代モビリティの普及、シェアサイクル・スクーターの全市展開、スマートホーム・コミュニティのモデル構築等の様々な取組を、あらゆる関係者とともに進め、市民生活を「より豊かに」、「より快適に」、そして地域コミュニティが育まれたスマートシティの実現を目指します。

具体的な取組

- データ利活用型スマートシティの構築
- 脱炭素型次世代交通システムの構築
- スマートホーム・コミュニティの先導的モデル街区（第3期）の整備
- 公民連携による脱炭素化に向けた取組の推進

指標：「生活支援サービス」の実装数

現状	目標	
	令和7年度	令和12年度
-	令和7年度	令和12年度
3事業実装済 (R2.4.1時点)	8事業	13事業

重点施策 3 身近な気候変動への適応策の推進

市民の安全で安心な暮らしや本市の豊かな自然資源を「未来」へ引き継ぎ、経済・社会の持続可能な発展を図るため、緩和策（温室効果ガスの排出削減等対策）の取組に加えて、現在生じている、また将来予測される被害の回避・軽減を図る適応策を、市民・事業者・行政のあらゆる主体と連携・協働の下、一体的に推進します。

具体的な取組

- 熱中症予防対策の推進
- まちなかの暑さ対策の推進
- 防災意識の向上
- 水と緑のエコロジカル・ネットワークの形成

指標：適応策に資する事業数

現状	目標	
	令和7年度	令和12年度
-	令和7年度	令和12年度
18事業 (令和元年度)	23事業	28事業

重点施策 4 多様な主体との連携・協働の推進

ゼロカーボンシティの実現に向けて、多様な主体と市との連携・協働を推進し、新しい生活様式を踏まえた情報発信、SDGsと連携した普及啓発や公民ネットワークの活用などを通じて地球温暖化の緩和策・適応策に取り組みます。

具体的な取組

- COOL CHOICEの普及拡大
- ナッジの手法を取り入れた地球温暖化対策に関する普及啓発
- 市民生活や健康への影響に関する普及啓発
- 地球温暖化対策に関する連携・協働等

指標：環境に配慮した行動を実施している市民の割合

現状	目標	
	令和7年度	令和12年度
-	令和7年度	令和12年度
91.5% (令和2年度)	92%	92%

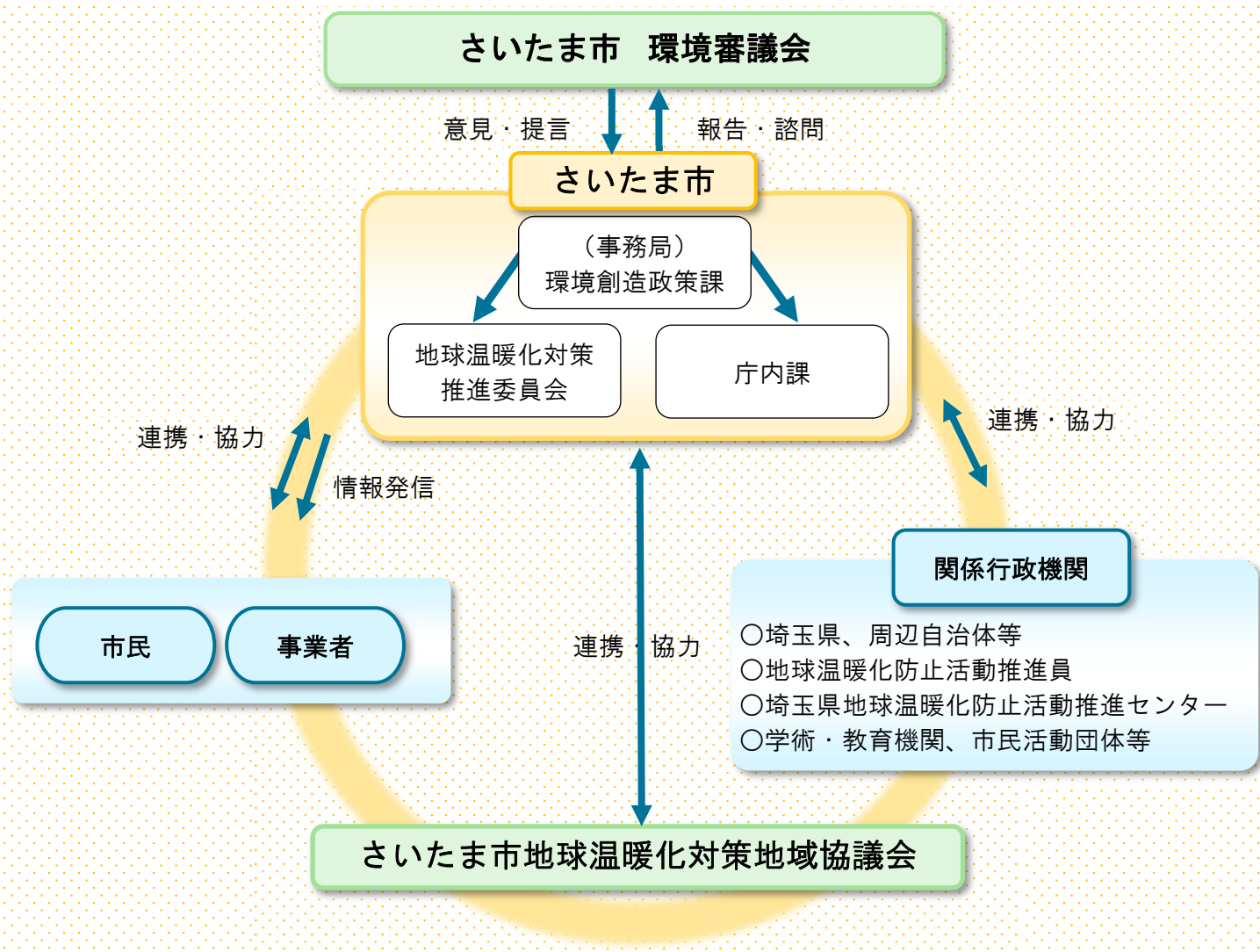
指標：市と連携して環境教育・学習の推進に取り組む民間事業者等の団体数

現状	目標	
	令和7年度	令和12年度
-	令和7年度	令和12年度
11団体 (R2.4.1時点)	20団体	25団体

推進体制・進行管理

●推進体制

本計画は、市民、事業者、学校、行政をはじめとする、本市に集うすべての人による取組のもとで推進します。計画の着実かつ効果的な推進に向け、下図に示すような計画推進体制を整備し、市民や事業者の取組の促進や計画の進行管理を行います。



●進行管理

本計画の進行管理は、市民、事業者、学校、行政等すべての主体のパートナーシップによって行います。PDCAサイクルに基づく点検・評価や見直しを行い、計画の継続的な改善を図ります。

PDCAサイクルは計画の進行管理に係る全期間と、事業の進行管理に係る毎年度の2種類を運用します。全期間のPDCAサイクルについては、長期にわたる計画期間の中間地点である令和7（2025）年度を目途に中間見直しの機会を設け、計画の改善につなげます。



発行 令和3年3月
編集 さいたま市環境局環境共生部環境創造政策課
〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
TEL 048-829-1324/FAX 048-829-1991
E-mail kankyo-sozo-seisaku@city.saitama.lg.jp